



特定非営利活動法人 子どもセンターてんぼ



シェルターでの日直・宿直ボランティア募集要項

「子どもセンターてんぼ」は、神奈川県内の児童福祉に関心のある有志が集い、少年事件や児童虐待などが理由で、安心して生活できる居場所がない10代後半の子どもたちに対して、安全で安心できる一時的な避難所を提供し、子どもたちの自立を支援することを目的に設立されたNPO法人です。シェルターでは、子どもたちの生活をスタッフと共に見守り、サポートして下さるボランティアを募集しています。ご関心のある方は、ぜひご応募下さい！

A. 応募資格

20歳以上の男女。

てんぼの設立趣旨に賛同する方。

守秘義務を守れる方（誓約書にご署名・捺印いただきます）。

*守秘義務：絶対にてんぼの所在地を言わない。てんぼの滞在者、関係者の個人情報を口外しない等。

B. ボランティアの仕事内容・勤務条件

1. 平日・土日の宿直ボランティア

(1) 勤務条件（引継ぎがあるため、以下の退勤時間より15分程かかる場合あり）

① 平日：夜7時～翌朝8時（夜8時でも可能です）

② 土曜：夜6時～翌朝9時

③ 日曜：夜6時～翌朝8時

①～③とも、**宿泊ボランティアは原則として1名体制**

ただし、非常事態等の場合には、常時、理事等が対応し、応援に駆けつけます。

(2) 業務内容

① 食事を共にする（場合によっては食事作り）

② 利用者の話し相手など

③ 利用者が出かける際の見送り、確認（行き先、帰宅時間）、記録

④ 電話対応

⑤ 業務日誌の記入、引き継ぎ

2. 土・日曜日中の日直ボランティア

(1) 勤務条件

① 土曜日午前9時～午後6時

② 日曜日午前9時～午後6時

①②とも、**日直ボランティアは原則として1名体制**

ただし、非常事態等の場合は、常時、理事等が対応し、必要な場合は応援に駆けつけます。

(2) 業務内容

① 食事を共にする（場合によっては食事作り）

② 利用者の話し相手など

③ 利用者が出かける際の見送り、確認（行き先、帰宅時間）、記録

④ 電話対応

⑤ 業務日誌の記入、引き継ぎ

⑥ 施設各階の掃除、洗濯、植物への水やり等

*なお、てんぼの場合、ボランティアさんはケースワーク¹には関わりません

C. 謝礼

交通費は往復1,000円を上限として実費支給（以下、いずれのボランティアの場合でも支給されます）
宿直ボランティア、日直ボランティアの謝礼は以下となります。

1. 宿直ボランティア

- ① 平日：夜7時～翌朝8時：3,000円
- ② 土曜：夜6時～翌朝9時：3,000円
- ③ 日曜：夜6時～翌朝8時：3,000円

2. 土・日の日直のボランティア

- ① 土曜・日曜：午前9時～午後6時：3,000円

3. 平日土日、日中半日ボランティア

- ① 午前のみ/午後のみ：1,500円



D. 応募方法と応募に際してのお願い

①氏名、②住所、③電話番号（できる限り携帯電話）、④年齢、⑤職業、⑥簡単な経歴、⑦応募の動機、⑧勤務可能時間、⑨ご自宅からの最寄り駅を記載した応募用紙（任意の書式でかまいません）をNPO法人子どもセンター事務局にご提出ください（E-mail: info@tempo-kanagawa.org, FAX：045-477-5822）。

応募して頂いた方には、面談をする前に当シェルターでの具体的な活動内容を連絡させていただきます。当シェルターでの活動をご理解頂き、ボランティアをして頂けるとご判断いただいた場合に限り、別途お会いして面談をさせていただきます。その上で、当法人内で採用させて頂ける方かどうかを内部で協議させていただきます。

その結果、お願いできることになりましたら、以下の研修・実習を受けて頂きます。

- ① 所定の研修（3時間の座学（児童福祉法とてんぼとの関係・業務マニュアル））
- ② スタッフについての実習（ご希望のシフト日時）

上記の研修・実習修了後、ボランティアとして正式採用させていただきます。

全ての研修・実習が修了するまでに、1か月半程度かかること、また面談の結果によってはお断りする場合がございますことをあらかじめご了承ください。全てはシェルターを安全に安定して運営していくために必要なことですので、煩雑なお手続と場合によってはご希望に添いかねることをご理解下さい。

また、正式採用された場合でも、その後の業務の在り方などの中で、どうしても当シェルターの方針と不一致がある場合、理事会・運営委員会の判断でボランティアのご登録をお断りする場合がございます。こちらもあらかじめご了承ください。

E. 応募締め切り 現在、随時募集しております。

面談日時などは、追ってご連絡いたします。

¹ ケースワーク：滞在している子どもの法律支援、行政手続き、環境調整、通院の付添い、退所先などの諸所その子どもに関わる事柄の直接的なサポート。てんぼではそれを各滞在児の担当弁護士を中心に、スタッフなどが協働して担います。